

# 20歳になったら国民年金

## ◆公的年金制度（国民年金制度）とは

老後の生活、病気・事故で障がいが残ったとき、家族の働き手が亡くなったときに皆で暮らしを支え合うという考えで作られた仕組みです。

## ◆国民年金のメリット

### ●老後を支える終身保障！

「老齢基礎年金」を受け取れる一生涯の保障です。

### ●万が一の障がいや遺族も保障！

障害年金や遺族年金で現役世代への保障も充実。

### ●保険料が控除！

納めた保険料の全額が所得から控除されます。

### ●基礎年金の半分は国（税金）が負担！

## ◆国民年金の加入

日本国内に居住している20歳以上60歳未満の人は国民年金の被保険者（加入者）となります。20歳になってから約2週間以内に、日本年金機構から国民年金加入の通知が届きます（※厚生年金保険に加入している人を除く）。2週間以上経過しても通知が届かない場合は、市役所または年金事務所で加入手続きをしてください。また、20歳になったときに配偶者の扶養となっている方は配偶者の勤務先へ連絡し、第3号被保険者の手続きをしてください。

## ◆国民年金保険料の納付

日本年金機構からの通知に同封されている納付書でお支払いできるほか、スマートフォンアプリによる電子決済、電子納付（ペイジー、インターネットバンキングなど）、口座振替・クレジットカードによる納付も可能です。また、前納や付加保険料を希望する場合は申出月からの開始となりますので、お早めに年金事務所にお申し出ください。

## ◆「学生納付特例制度」と「免除・納付猶予制度」

経済的な理由で保険料を納めることができず未納のままにしておくと、将来の年金（老齢年金）や障害基礎年金、遺族基礎年金を受け取れない場合があります。必ず次の申請をしてください。

- ・学生納付特例制度** 前年所得が基準以下の学生を対象とした、国民年金保険料の納付が猶予される制度  
 対象：大学、大学院、短期大学、高等学校、高等専門学校、専修学校、各種学校（修業年限1年以上である課程）、一部の海外大学の日本分校に在学する方
- ・免除・納付猶予制度** 前年所得が一定額以下の方を対象とした、国民年金保険料の納付が免除または猶予される制度  
 対象：「免除（全額免除・一部免除）」は本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の場合  
 「納付猶予」は学生を除く50歳未満の方で、本人・配偶者の前年所得が一定額以下の場合

☆日本年金機構ホームページにて国民年金制度の内容やメリット、保険料の納付方法や免除の手続きなどを動画でわかりやすくご案内しています。

閩戸籍年金係Tel 74-4457 または年金事務所Tel 52-2144



日本年金機構 HP